



報道関係者 各位

平成 24 年 6 月 4 日

(照会先)

年金給付部給付企画グループ長 岡村 計三

(電話直通 03-6892-0769)

事業企画部事業企画グループ 宮入 徹也

(電話直通 03-6892-0743)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

年金額の改定のお知らせ ・ 電子版の受給者通知の開始

1. 年金額の改定のお知らせ

平成 24 年 6 月 5 日 (火) ～7 日 (木) にかけて、年金額の改定に関するお知らせ (平成 24 年度 年金額改定通知書・年金振込通知書 (「参考 1」参照)) を、年金受給者 (約 4,000 万人) の方にお送りします。

【お知らせのポイント】

- 年金額は物価等の変動に応じて改定 (物価スライド) を行う仕組みとなっています。
- 平成 23 年の全国消費者物価指数が前年を 0.3% 下回った結果、年金額の改定の基準であった平成 22 年の指数を 0.3% 下回りました。
- このため、平成 24 年度の年金額については、平成 23 年度の年金額を 0.3% 引き下げる改定が行われました。(「参考 2」参照)

2. 電子版の受給者通知の開始

平成 24 年 6 月から、年金受給者の皆様を対象に、「年金振込通知書」や「年金支払通知書」などの受給者通知をインターネットサービス「ねんきんネット」で確認できるほか、ダウンロードして印刷できるサービスを開始します。(「参考 3」参照)

【確認可能な通知書】

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ① 「年金決定通知書・支給額変更通知書」 | (平成 24 年 6 月発送分より開始) |
| ② 「年金振込通知書」 | (平成 24 年 6 月発送分より開始) |
| ③ 「年金支払通知書」 | (平成 24 年 6 月発送分より開始) |
| ④ 「年金額改定通知書」 | (平成 24 年 6 月発送分より開始) |
| ⑤ 「源泉徴収票」 | (平成 25 年 1 月発送分より開始予定) |

【電子版の受給者通知のメリット】

- ① 受給者通知を 24 時間いつでも自宅等で確認することができます。
- ② 「年金振込通知書」及び「年金支払通知書」については、年金を担保に融資を受ける際、「ねんきんネット」から印刷したものを金融機関に提出する年金額証明書類として使用することができます。
- ③ 確認した内容を残しておきたい方は、ダウンロードして手元に保存できます。

以上

平成 2 4 年度年金額改定通知書・年金振込通知書（表面）



XXXX-XXXX

杉並区高井戸西3-5-24 ねんきんマンション101

年金 花子 様

XXXXXXXXXXXXXXXX

大切なお知らせ

①年金額改定通知書

②年金振込通知書

差出人

日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

※ご相談は、ねんきんダイヤル又はお近くの年金事務所をご利用ください。

② ①
ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりとねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

①国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

<この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。>

年金の種類 老齢厚生・老齢基礎 年金

年金証書の 基礎年金番号・年金コード	XXXX-XXXXXX-XXXX
-----------------------	------------------

受給権者氏名 ●●●●

国民年金 (基礎年金)	基本額	ZZZ, ZZZ, ZZ9	円
	振替加算額	ZZZ, ZZZ, ZZ9	円
	支給停止額	ZZZ, ZZZ, ZZ9	円
	年金額	ZZZ, ZZZ, ZZ9	円
厚生年金保険	基本額	ZZZ, ZZZ, ZZ9	円
	加給年金額	ZZZ, ZZZ, ZZ9	円
	支給停止額	ZZZ, ZZZ, ZZ9	円
	年金額	ZZZ, ZZZ, ZZ9	円
合計年金額(年額)		ZZZ, ZZZ, ZZ9	円

平成24年4月分から上記のとおり年金額が改定されましたのでお知らせします。
なお、改定された年金額は、平成24年6月(4、5月分)からのお支払いとなります。

平成 24 年 6 月 5 日

厚生労働大臣 見本

<改定内容に関しては、裏面①をお読みください。>

② 年金振込通知書

以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。
なお、お支払いは平成 24 年 6 月から平成 25 年 4 月までの各偶数月に行われます。(裏面②の支払予定日をご参照ください。)

◎年金の種類 老齢厚生・老齢基礎 年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード	XXXX-XXXXXX-XXXX
--------------------	------------------

◎年金受給権者氏名 ●●●●

◎振込先 ●●●● 銀行
●●●● 支店

◎「年金支払額」及び「年金から特別徴収する保険料等」等の金額

年金支払額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
介護保険料額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
後期高齢者医療保険料額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
所得税額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
個人住民税額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
控除後振込額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)及び個人住民税となります。

平成 24 年 6 月 5 日

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 見本

平成24年度年金額改定通知書・年金振込通知書（裏面）

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

ナビダイヤル®

050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞

月～金曜日 午前8:30～午後5:15

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7:00まで延長

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金ががかかります。

※「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金ががかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

「ねんきんネット」を使ってみませんか？

○各種の通知書を、いつでもご自宅のパソコンで確認できます！

・ご案内のメールが送られます。

・通知書をダウンロードして、印刷することが可能です。

○いつでも年金記録が確認できます！

○記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易にできます！

◆ご利用登録は、http://www.nenkin.go.jp/n_net/にアクセスしてください◆

詳しくは「ねんきんネット」で検索

※「ねんきんネット」は、旧法受給者の方（年金証書の年金コードがゼロから始まる（0XXX）老齢年金を受けている方）はご利用いただけませんので、ご了承ください。

① 年金額改定について

○年金額は物価等の変動に応じて改定（物価スライド）を行う仕組みとなっています。

○平成23年の全国消費者物価指数が前年を0.3%下回った結果、年金額の改定の基準であった平成22年の指数を0.3%下回りました。

このため、平成24年度の年金額については、平成23年度の年金額を0.3%引き下げる改定が行われました。

○改定後の年金額は、法律で定める端数処理や、付加年金に物価スライド改定がないこと等により、平成23年度の年金額に0.997（▲0.3%）を乗じた額と完全に一致するものではありません。

○厚生年金基金から年金を受けられている方の年金額は、国からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から0.3%引き下げられる改定が行われますが、厚生年金基金の代行部分は物価スライドによる改定が行われないため、国からお支払いする年金額から、厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分も差し引かれています。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※物価スライドなどの制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

② 年金振込通知書について

年金の支払日は原則偶数月の15日です。

ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

平成24年度分の支払予定日は次のとおりです。

【平成24年】

・6月15日（4月、5月の2か月分） ・8月15日（6月、7月の2か月分）

・10月15日（8月、9月の2か月分） ・12月14日（10月、11月の2か月分）

【平成25年】

・2月15日（12月、1月の2か月分） ・4月15日（2月、3月の2か月分）

（注 意 事 項）

○支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。

○年金振込の支払期間が平成25年2月以前となっている方は、支払額の変更が予定されている方です。

介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）及び個人住民税の徴収に関するお知らせ

◆介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）及び個人住民税の年金からの特別徴収の対象となる方には、特別徴収する予定の金額をお知らせしています。

各支払月に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される（されている）通知書によりご確認ください。

◆後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料（税）については、ご希望により口座振替による支払方法に変更できます。

おそれいりますが、年金から特別徴収する保険料（税）額及び個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市（区）役所または町村役場にお問い合わせいたします。

平成24年6月からお支払いする年金額が 0.3%引き下げられます。

- 現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引き下げの年（平成22年）よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしています。
- 平成23年平均の全国消費者物価指数が平成22年に比べ、マイナス0.3%となったため、平成24年度の年金額は0.3%の引き下げとなります。（4月分が支払われる6月の支払から、額が変わります。）

物価下落に伴う年金額の改定

平成22年の全国
消費者物価指数

平成23年の全国
消費者物価指数

物価の
下落

年金額の
改定

▲0.3%

▲0.3%

〈 参考 〉 平成23年度と平成24年度における年金額の比較

	平成23年度（月額）	平成24年度（月額）
国民年金 [老齢基礎年金額（満額）：1人分]	65,741円	65,541円 （▲200円）
厚生年金 [夫婦2人分の老齢基礎年金を含む 標準的な年金額]	231,648円	230,940円 （▲708円）

※ 改定後の年金額は、法律で定める端数処理や、付加年金に物価スライド改定がないこと等により、平成23年度の年金額を0.3%引き下げた額と完全に一致するものではありません。



日本年金機構

Japan Pension Service

便利で、カンタン、「ねんきんネット」!

New 「年金の支払いに関する通知書」などが
パソコンで確認できます!

年金の支払いに関する「振込通知書」や「ねんきん定期便」などを電子メールで
ご案内します。

「各種通知書」の
お知らせメール

紙がないから、
エコだし、
地球に優しいね!

早くて確実!

年金振込通知書
(前払振込予定書)
あなた様の年金は、次のとおり振込まれた年金振込の振込口座に振込みを行うこととなりましたので、お知らせします。

○年金の種類
○年金証書の基礎年金番号・年金コード
○受給者氏名
○受給者住所
○振込先
○「年金支払額」及び「年金から特別徴収」
年金支払額
介護保険料額
所得控除額
個人住民税額
控除額
○年金から特別徴収する保険料(税)額とは、(税)額、後期高齢者医療保険料額、個人住民税、その他に所得控除が適用されます。

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局

ねんきん定期便
◎日本年金機構
〒100-8202 東京都千代田区千代田1-1-1
※利用登録が完了した方のみご利用いただけます。

※「これまでの年金加入期間」です

これまでの年金加入期間
第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者 第4号被保険者 第5号被保険者 第6号被保険者 第7号被保険者 第8号被保険者 第9号被保険者 第10号被保険者

※「これまでの所得控除額」です

所得控除額
(1) 所得控除額 (2) 所得控除額 (3) 所得控除額 (4) 所得控除額 (5) 所得控除額 (6) 所得控除額 (7) 所得控除額 (8) 所得控除額 (9) 所得控除額 (10) 所得控除額

● いつでも、最新の年金記録が確認できます!

ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。

● 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります!

年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

わずか5分で利用登録。その瞬間からご利用できます。

日本年金機構のホームページから「アクセスキー」で利用登録を行うと、その場でユーザIDが発行され、ご自身の年金情報をご確認いただけます。詳しくは、裏面をご覧ください。

※セキュリティの関係上、アクセスキーの有効期限は発行後3ヶ月となっております。お早目のご利用登録をお願いいたします。

※アクセスキーをお持ちでない方は、ねんきんネット申請用トップページの「ご利用登録(アクセスキーをお持ちでない方)」からお手続きを行ってください。

◆◆ ご利用の手続きはとっても簡単！ ◆◆

1. 日本年金機構ホームページにアクセス

日本年金機構(<http://www.nenkin.go.jp/>)のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックしてください。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックしてください。



2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録

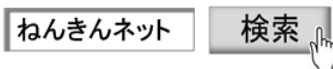


左記画面(ねんきんネット申請用トップページ)が表示されますので、「ご利用登録(アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックしてください。

「ユーザID発行申込み(入力)」画面が表示されますので、窓口にて発行いたしました「アクセスキー」と基礎年金番号(※)、氏名等の必要な情報を画面の指示に従って入力します。

※年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前に、基礎年金番号をご確認ください。

詳しくは「ねんきんネット」で検索



http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

03-6700-1144 (050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合)

(参考)「ねんきんネット」で住民票コードの収録状況が確認できます

年金請求書に住民票コードをご記入いただいた方などについて、住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)において本人の確認ができた場合、日本年金機構において、住基ネットから今後の住所変更等の情報を取得します。これにより、年1回の現況の確認(現況届)や住所変更届等の提出が不要となります。

年金を請求された方につきましては、年金の支給の決定から2～3カ月後に、住民票コードの収録状況(住民票コードを住基ネットで確認した結果)を郵便でお知らせいたしますので、ご確認ください(収録状況は、ねんきんネットでもご確認いただけます)。